

移住・起業の しおり

Volume 7

CASE 01

空き家×移住 空き家を自分好みにリフォーム
「キッチンから家族と対話が生まれる-理想のキッチン&リビング-」

CASE 02

空き家×起業 古民家を再生
「薬草き屋根古民家を再生-里山ホテル×レストラン-」

TOPICS

県・市町の空き家活用等の支援制度
-空き家活用支援事業
-古民家再生促進支援事業

約40年放置された農家・農地を引き継ぎ、
懐かしい風景を残したいという想いで改修を開始。
どのように受け継がれたか？完成は5ページ！



INTRODUCTION

兵庫県内には魅力的な住まいや事業所として活用できる可能性を秘めた空き家が数多くあります。

このしおりでは
兵庫県内の空き家を多くの方に活用していただけるよう、
空き家の利活用の際に使える充実した支援制度をご紹介します。

空き家を活用した移住や起業をお考えの方、
空き家を所有しているけれどその活用方法が決まっていない方は
是非、この冊子を参考にしてみてください。

移住・起業の
しおりとは？



空き家活用支援事業 (P7-P8) を利用



佐用町

glaminka SAYO

廃村となった佐用町若州集落の古民家6棟を宿泊及びグランピング施設として再生。4棟はそれぞれ貸し切り型の宿泊施設、2棟は客同士や客と地元住民がセミナー等を通じてコミュニケーションできる施設となっている。



古民家再生促進支援事業 (P9-10) を利用



古民家再生促進支援事業 (P9-10) を利用

神戸市

まる。～pizza&cafe marumaru～

明治時代に建てられた古民家をピザレストラン・カフェに改修。地域住民と協力し、隣接する山林やため池・農地の維持管理など、里づくりにも取り組んでいる。



たつの市

発酵LabCoo

重要伝統的建造物群保存地区の民家であった建物を発酵教室・着物のレンタルサービスの事業所として再生。地域の醸造文化を伝える場所とすると共にコミュニティ空間として活用されている。

CASE 01 空き家×移住

空き家を自分好みにリフォーム
 空き家のリフォームは、コストをおさえながら間取りも設備も内装も、自分仕様
 デザインできます。空き家の補助金を活用して自分好みのマイホームをつくりませんか？



キッチンから家族と対話が生まれる
 理想のキッチン&リビング

こんな風にリフォームしました



養父市
戸建て住宅

県の空き家活用支援事業を利用し、別々だったダイニングと独立型キッチン
 をリフォーム。木目を基調としたオープンキッチンとなりました。

STEP 01 お試し住宅で地域を知ろう

一定期間のお試し居住ができる市町の「お試し住宅」。生活体験、物件探しの拠点など、さまざまな目的に利用できます。

●兵庫県内でお試し住宅を提供している市町の一覧

市町名	名称	担当窓口	連絡先
神戸市	お試し住居	(一財)神戸農政公社	078-991-1557
猪名川町	お試し居住	企画政策課	072-766-8711
多可町	お試し住宅	定住推進課	0795-32-4776
相生市	あいおい暮らしお試し住宅	定住促進室	0791-23-7125
赤穂市	お試し暮らし住宅	(一社)あこう 魅力発信基地	0791-43-6931
上郡町	移住体験住宅	地域振興課	0791-52-1162
豊岡市	お試し住宅 ほか	地域づくり課	0796-21-9096
養父市	ちよこつ暮らし住宅 ほか	やぶぐらし・ 地方創生課	079-662-3172
朝来市	あさご暮らし体験住宅	市民協働課 あさご暮らし応援室	079-672-1492
新温泉町	新温泉町いな暮らし体験住宅	商工観光課	0796-82-5625
丹波篠山市	丹波篠山暮らし体験住宅 「味間おためし住宅」 ほか	創造都市課	079-552-5796
淡路市	淡路市暮らし体験住宅	NPO法人島ぐらし淡路	0799-70-6876



*県でも県営住宅の空き室を使ったお試し住宅を県内各地に設置しています。
 (兵庫県公営住宅管理課 TEL: 078-230-8470)

STEP 02 空き家バンクで物件を探そう

「空き家バンク」とは、市町が空き家情報を提供するウェブサイトのこと。
 掘り出し物件が見つかるかも...?
 「市町名+空き家バンク」で検索してみてください。(県内38市町で実施)

STEP 03 支援制度を活用しよう

下記以外の支援制度はこちら 市町の空き家活用支援制度: P11~14



空き家をリフォームして住むとき

(空き家活用支援事業 P7~P8)

築20年以上等の要件を満たす住宅の空き家を
 改修する場合、最大100万円(若年・子育て、UJI
 ターン世帯は最大150万円)補助します。

兵庫県 住宅政策課 ☎ 078-362-3583



住宅を耐震化するとき

(ひょうご住まいの耐震化促進事業)

昭和56年5月以前着工の旧耐震基準の住宅を
 耐震改修等する場合、最大100万円(費用の4/5)
 補助します。(窓口は市町)

兵庫県 建築指導課 ☎ 078-362-4340

CASE 02 空き家×起業

古民家を再生
新築ではなく空き家活用だからこその味のある事業所になる。
空き家を活用して、新しいことを始めてみませんか？



丹波市 里山ホテル かねのね丹波

約40年間空き家状態となっていた築110年の古民家(主屋)を、丹波の食材を用いた料理を提供するレストランとして再生。敷地内に併設された宿泊施設(蔵・離れ)のラウンジとしても利用。



藁葺き屋根古民家を再生
里山ホテル×レストラン

CASE 02 空き家×起業

事業をする場合の支援制度

各事業に関する問い合わせ先

兵庫県 新産業課：☎078-362-4157

(公財)ひょうご産業活性化センター：☎078-977-9116

兵庫県 住宅政策課：☎078-362-3583

PLAN 01 起業するとき

PLAN 02 ふるさとに移住し
起業するとき

PLAN 03 IT事業所を
開設するとき

PLAN 04 商店街の空き店舗を
活用するとき

PLAN 05 コワーキングスペース
を開設するとき

PLAN 06 空き家を活用するとき

PLAN 07 古民家を利用するとき

起業家支援事業

所定の要件を満たす代表者が起業する場合に、起業に係る経費の一部等を最大100万円補助します。空き家を活用する場合は、改修費に対して補助を最大100万円上乗せします。

起業家支援事業

- ・ふるさと枠
- ・東京23区枠

UJターンにより県内へ移住し起業する場合に、移住支援金最大100万円を支給するとともに、起業・移転に係る経費等を最大200万円補助します。空き家を活用する場合は、改修費に対して改修費補助を最大100万円上乗せします。

兵庫版シビックテック推進事業 (IT事業所開設)

空き家をIT関連事業所として活用するための改修費、賃借料、通信回線使用料等を最大1,300万円(3年間総額)補助します。

商店街若者・女性新規出店 チャレンジ応援事業

商店街活動へ積極的に参加する若者や女性が、空き店舗へ新規出店するための賃借料、内装工事費、ファサード整備費を最大75万円(市町が補助する額が上限)補助します。

コワーキングスペース 開設支援事業

空き家をコワーキングスペースとして活用するための改修費、賃借料、通信回線使用料等を最大1,000万円(3年間総額)補助します。

空き家活用支援事業 (P7~8)

築20年以上等の要件を満たす空き家を事業所として改修する場合、最大150万円(地域交流拠点は最大500万円)を補助します。

古民家再生促進支援事業 (P9~10)

古民家(築50年以上で伝統的構法等の要件あり)を地域交流施設等に改修する際、最大1,000万円を補助します。また、古民家の建物調査や再生提案を行います。(所有者負担なし)

県の空き家等の活用支援制度 空き家活用支援事業

空き家を住宅、事業所、地域交流拠点として活用する場合に、
改修費の一部を支援します。



多可町

Kaji家

【地域交流拠点型】事業活用事例

地域商社RAKU・多可町・関西学院大学の産官学が連携し、空き家の再生を実現。民泊施設、レンタルキッチン及びオープンスペースとして改修し、お試し住宅やチャレンジショップの運営、特産品の販売やイベントの実施により地域内外の交流や移住促進を図っている。

01 事業の対象となる空き家

一戸建て住宅の空き家又は共同住宅の空き住戸のうち、次のすべてに該当するもの

- ・築20年以上
- ・台所・便所・風呂の水回り設備が10年以上未更新
- ・空き家期間が6箇月以上
- ・耐震性能を有するもの(改修工事に合わせて耐震改修する場合も可)
- ・土砂災害特別警戒区域等に位置していないこと

02 対象地域

兵庫県内の市街化区域以外の区域。

政令市(神戸市)又は中核市(姫路市、尼崎市、西宮市、明石市)は対象外。

(ただし、姫路市の旧香寺町、安富町、夢前町、家島町の区域は対象。)

03 補助額 対象工事費は、空き家の機能回復又は設備改善に必要な改修工事費

【住宅型】

一般タイプ	一戸建ての住宅		共同住宅	
	対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
一般タイプ	100～150万円	40万円	100～150万円	40万円
	150～200万円	60万円	150～200万円	60万円
	200～250万円	75万円	200万円～	65万円
	250～300万円	90万円		
	300万円～	100万円		
UJターンタイプ※1	100～150万円	60万円	100～150万円	60万円
	150～200万円	85万円	150～200万円	85万円
	200～250万円	110万円	200万円～	100万円
	250～300万円	135万円		
学生シェアハウスタイプ※3	100～150万円	60万円	100～150万円	60万円
	150～200万円	85万円	150～200万円	85万円
	200～250万円	110万円	200～250万円	110万円
	250～300万円	135万円	250～300万円	135万円
	300～350万円	160万円	300万円～	150万円
	350～400万円	185万円		
400万円～	200万円			

【事業所型】

一般タイプ	一戸建ての住宅		共同住宅	
	対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
一般タイプ	150～200万円	60万円	150～200万円	60万円
	200～250万円	75万円	200～250万円	75万円
	250～300万円	90万円	250～300万円	90万円
	300～350万円	110万円	300～350万円	110万円
	350～400万円	125万円	350万円～	115万円
	400～450万円	140万円		
UJターンタイプ※4	450万円～	150万円	150～200万円	85万円
	150～200万円	85万円	150～200万円	85万円
	200～250万円	110万円	200～250万円	110万円
	250～300万円	135万円	250～300万円	135万円
	300～350万円	160万円	300～350万円	160万円
UJターンタイプ※4	350～400万円	185万円	350万円～	175万円
	400～450万円	210万円		
	450万円～	225万円		

【地域交流拠点型】※5

一戸建ての住宅		共同住宅	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
150～200万円	75万円	100～300万円	100万円
200～400万円	150万円	300～500万円	200万円
400～600万円	250万円	500～700万円	300万円
600～800万円	350万円	700万円～	350万円
800～1,000万円	450万円		
1,000万円～	500万円		

- ※1 若年世帯:夫婦の満年齢の合計が80歳未満の世帯、子育て世帯:高校卒業までの子がいる世帯
- ※2 UJターン世帯:申請日時点の住所が県外である世帯又は県外から県内の賃貸住宅等に転入後2年を経過しない世帯
- ※3 学生シェアハウス:2人以上の学生が居住できるよう専用の個室が備えられ、台所など共用のスペースを有する住宅
- ※4 UJターンタイプ:県外に居住する者が、県内の空き家を自己業務用の事業所(県内1つ目の事業所)として活用する施設
- ※5 地域交流拠点:ワーケーション施設、定額制多拠点居住サービス施設、コワーキングスペース又は地域活性化に資するものとして市町の推薦を受けた施設

【問合せ先】兵庫県住宅政策課 (TEL:078-362-3583)

市町の空き家活用支援制度 ▶P11～14 上記以外にも、各市町で空き家を活用する場合に利用できる支援を多数実施しています。

県の空き家等の活用支援制度 古民家再生促進支援事業

地域の建築士・大工等による古民家の建物調査や再生手法の提案、
地域交流施設等に活用するための改修工事費を補助します。



宍粟市 山陽盃酒造

2018年に火災にあった、県の景観形成重要建造物に指定されている主屋を、
お酒の展示販売・試飲場として再生。地域のにぎわいづくり、町並み保全に
寄与している。

01事業の対象となる古民家

次に掲げる要件に該当する築50年以上の住宅又は歴史的建築物*

- ・軸組構法で造られたもの
- ・接合金物に頼らない伝統的な継ぎ手及び仕口を用いたもの
- ・筋かい等の斜材を多用せず、貫を用いたもの
- ・主要な壁に土塗り壁等の湿式工法を用いたもの
- ・屋根に和瓦又は茅葺き等伝統的素材を用いたもの

*歴史的建築物って？

次のいずれかに該当する住宅をいう。

- ア 景観法(平成16年法律第110号)に基づく景観重要建造物
- イ 県又は市町の景観条例等に基づく景観形成重要建造物等

- ウ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく指定文化財又は登録文化財
- エ 文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物
- オ ひょうごの近代住宅100選に選定された建築物

02支援メニュー

(i) 建物調査

大工・建築士等の専門家を派遣して古民家を調査し、建物の状態や維持管理方法、修繕・再生の可能性等のアドバイスをを行います。

(ii) 再生提案

建物調査を行った古民家のうち、特に再生を推奨するものについて、専門家を再度派遣し、所有者の意向等を勘案した再生手法の提案を行います。

(iii) フィジビリティ調査費補助**

再生提案や自主提案を行った古民家のうち、古民家活用の実現可能性を調査・評価するために必要な経費を一部補助します。

**フィジビリティ(実現可能性)調査って？

持続的な施設運営に向け、経営コンサルタント等へ調査・評価を依頼すること

(iv) 改修工事費補助

再生提案や自主提案を行った古民家のうち、地域活動の拠点・宿泊体験施設・店舗等の地域活性化に資する施設(地域交流施設等)または歴史的景観形成地区等で賃貸住宅として再生するものに対して市町とともに改修工事費の補助を行います。

補助額

古民家の場合		古民家のうち歴史的建築物	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
500～1,000万円	250万円	500～1,000万円	250万円
1,000～1,500万円	400万円	1,000～2,000万円	500万円
1,500万円～	500万円	2,000～3,000万円	850万円
		3,000万円～	1,000万円

※市町が補助する額を補助額の上限とする

※コワーキングスペースに活用する場合であって改修に必要な費用が500万円以上である場合に限り、100万円を上限とし、事務機器取得費を補助対象経費に含むことができる

【問合せ先】 兵庫県住宅政策課 (TEL:078-362-3583)

* (i)建物調査・(ii)再生提案に関するご相談は、ひょうご住まいサポートセンター (TEL:078-360-2536) まで

その他 県の支援制度

事業名	事業概要	対象経費	担当課室 / 連絡先
設備投資促進貸付	空き店舗等の改修を含め設備投資を行う場合に資金を融資	改修等にかかる設備資金 および設備投資に伴う運転資金	地域経済課 078-362-3321
ひょうご木の街木質化推進事業	多くの県民の利用が見込める施設や、不特定多数の方が利用する木の良さが活かせる施設において、兵庫県産木材を使った木質化に要する経費を最大200万円補助	県産木材を用いた木質化にかかる工事、木製品の購入、設置等に要する経費	林務課 078-362-9224
六甲山遊休施設利用等支援事業	六甲山上に立地する遊休施設等について、不特定多数の方が利用する集客施設（ホテル、ゲストハウス、工房、レストラン等）や都市型創造産業（IT、デザイン、映像等）に資するオフィスとして活用する場合の改修等を支援	一般改修工事費、耐震改修工事費、建て替え工事費、新設工事費	都市計画課 078-362-9297

市町の支援制度

空き家等の活用に関する市町の支援制度

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先	
神戸市	里づくりの拠点施設等改修支援事業（交流施設型）	地域の特色を生かし、都市住民との交流等を実施する拠点となる施設の整備費を補助	改修費	（一財）神戸農政公社	078-991-1557	
	里づくりの拠点施設等改修支援事業（定住・起業型）	神戸・里山暮らし空家バンクに登録されている空き家等を専用住宅として取得、または賃借する場合の空き家の整備費を補助	改修費			
	里づくりの拠点施設等改修支援事業（神戸農泊・お試し移住型）	農業体験等と組み合わせる宿泊業を営む施設の整備費、短期滞在型住宅施設の整備費を補助	改修費			
	里づくりの拠点施設等改修支援事業（シェアハウス・シェアオフィス型）	里づくりの拠点施設のうち、特に農村地域における仕事の場を増やし、地域の担い手の育成に寄与すると認められる施設の整備費を補助	改修費	建築住宅局政策課	078-595-6736	
	建築家との協働による空き家活用促進事業	建築家との協働により空き家を魅力的に再生し、社会課題解決の取り組みに活用するための改修にかかる費用を補助	初期費用、片付け、調査診断、設計、工事、監理等			
	空き家地域利用応援制度	地域活動や交流の拠点など、地域のために空き家等を活用する際、必要な経費を補助	初期・維持費用、片付け、工事、監理、アドバイザー派遣等	すまいるネット	078-647-9933	
	こうべぐらし応援補助金『住みかえる』（子育て応援住宅取得補助）	子育て世帯・若年夫婦世帯がよりよい住環境を確保するためのリノベーションや建て替えを支援	中古住宅取得費	建築住宅局政策課	078-595-6671	
	尼崎市	空家活用アドバイザー派遣事業	空き家の活用・流通などのアドバイスを行う宅地建物取引士などの専門家を無償で派遣	人件費	住宅政策課	06-6489-6608
		子育てファミリー世帯及び新婚世帯向け空家改修費補助事業	子育てファミリー世帯または新婚世帯が一戸建ての空き家を取得し、その改修を行った場合、改修費用の一部を補助	改修費		
	西宮市	空き家等地域活用支援事業	空き家等を地域コミュニティ活動などの公益的な目的のために活用する場合、費用などの一部を補助	改修費、家屋内整理等作業費	すまいづくり推進課	0798-35-3778
芦屋市空き家活用支援事業		空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合、改修費用の一部を補助	改修費	建築住宅課	0797-38-2721	
伊丹市	伊丹市空き家活用支援事業	空き家を購入し居住する場合、改修費用の一部を補助	改修費	住宅政策課	072-784-8069	
宝塚市	店舗等魅力向上チャレンジ支援補助金	新規出店しようとする事業者に対し、出店にかかる経費の一部及び家賃の一部を補助	改装費等、賃借料	商工労働課	0797-77-2011	
川西市	川西市空き家活用支援事業	空き家を購入し定住する若年子育て世帯・空き家を事業所として活用するために改修する方・地域活性化に貢献すると認められる方及び団体が実施する、空き家の機能回復、または設備改善に必要な工事に要する経費の一部を補助	改修費	住宅政策課	072-740-1205	
	マイホーム借上げ制度推進事業	（一社）移住・住みかえ支援機構が行うマイホーム借上げ制度の利用に必要な費用の一部を補助	事務手数料、建物診断費、改修費	都市政策課	079-559-5128	
空き家リフォーム補助事業	空き家を住宅・地域交流拠点として活用する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費				
空き家バンク登録促進補助事業	空き家バンクに登録するために要した登記等手続き費用や不要な家財等撤去費用を補助	登記費用、処分費用				
三田市	古民家等利活用促進事業	古民家等を改修し地域再生施設として事業を行う方に対し、事業費の一部を補助	改修費	若者のまちづくり課	079-559-5041	
	住み替え支援補助事業（「住みかえ」補助制度）	市内で住宅を取得する若者世帯等に対し、その住宅取得費の一部を補助	取得費			
	オールドニュータウン商業施設等空き家活用支援事業	市内オールドニュータウンの商業施設等の空き家区画で、地域の賑わいづくりに資する店舗等の開設費の一部を補助	内装、ファサード整備費、賃借料	産業政策課	079-559-5085	
猪名川町	チャレンジショップ応援事業	市内で起業を予定している、または起業後間もない事業者（小売業、飲食業、サービス業等）に対し、開設費・広告宣伝費の一部を補助	改修費、備品購入費、賃借料、広告宣伝費	都市政策課	072-766-8704	
	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費			

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
加古川市	空き店舗等活用支援事業	市街化調整区域に存する空き家等を活用して事業を開始する方に、店舗賃借料、店舗改装費及び広告宣伝費の一部を補助	賃借料、店舗改装費、広告宣伝費	産業振興課	079-427-9756
	移住・定住促進事業	市街化調整区域の田園まちづくり集落区域内に存する空き家を取得し移住する方に、改修経費等の一部を補助	改修工事費等	まちづくり指導課	079-427-9418
	空き家活用改修費補助制度	空き家バンクに登録されている市街化区域内の住宅を取得し居住しようとする方、または居住目的で賃貸しようとする方に対し、改修工事に要する費用の一部を補助	改修費	住宅政策課	079-427-9327
高砂市	空き家活用支援事業	空き家バンクに登録された住宅を、居住用・賃貸住宅用の住宅、または事業所として活用しようとする場合、費用の一部を補助	改修費	建築住宅課	079-443-9035
	空き店舗等活用支援事業	市内において空き店舗等へ新規出店をする方に対し、経費の一部を補助	賃借料、改修費、雇用費、広告宣伝費	産業振興課	079-443-9030
稲美町	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市計画課	079-492-9143
播磨町	播磨町結婚新生活支援補助金	結婚し町内で新生活を始める新婚世帯に対し、住居費や引越費用を補助	賃借料、改修費	協働推進課	079-435-2364
西脇市	起業・第二創業促進支援事業	市内で新たに起業、または第二創業を行う方に対し、対象経費の2分の1を補助（移住の場合は加算措置あり）	改修等工事費、賃借料等	商工観光課	0795-22-3111
	産業立地促進賃料補助事業	空き家・空き店舗等を活用し、新たにIT関連の事業を実施する方に対し、対象経費の一部を補助	家賃、通信回線使用料		
	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	住宅政策課	
三木市	結婚新生活支援制度	移住する若者世帯（結婚後5年以内、39歳以下）の住宅購入を支援（空き家バンク利用の場合、条件緩和などの優遇措置あり。最大100万円）	取得費、改修費	縁結び課	0794-82-3030
	若者定住促進住宅補助事業	市内で住宅を新築・購入し居住する若者世帯等を補助（最大50万円）	取得費	きてみて住んで課	0790-42-8729
空き家改修事業	空き家を改修し売却や貸出をする方、購入した空き家を改修する方に一定の補助（改修工事の1/2。最大50万円）	改修費			
空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合に、改修費用の一部を補助	改修費			
空き家家財道具等処分支援補助事業	空き家バンク登録物件の家財道具片付け費用などを補助（最大10万円）	片付け・処分費用			
加西市	古民家再生促進支援事業	空き家となった古民家を改修し地域交流施設等として再生しようとする方に、改修費の一部を補助	改修費	産業振興課	0790-42-8740
	空き店舗活用補助事業	空き店舗を活用した店舗・オフィス開設のための賃借料や改装費の一部、市民の新規雇用に対して補助	賃借料・改装費、雇用促進補助		
	起業・創業スタートアップ支援事業補助金	事業所の改修費用や専門家経費、販促費用など起業・創業にかかる経費などを補助（最大200万円）	改修費、事業費等		
加東市	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市政策課	0795-43-0517
	空家家財処分支援事業補助金	空き家バンク登録物件の家財処分等を補助（最大10万円）	片付け・処分費用		
	住宅リフォーム助成事業	町内業者を利用した50万円以上の住宅リフォーム工事費用を10%補助（最大10万円）	住宅の増築、改装、修繕工事等		
多可町	空き家活用支援事業	一戸建ての空き家を住宅・事業所として活用しようとする場合、改修費の一部を補助	改修費	定住推進課	0795-32-4776
	中古住宅購入助成事業	中古住宅を購入し10年以上居住する方に10万円を補助（若年世帯・子育て世帯、40歳未満の単身者は20万円）	住宅取得費		
	あったか家族多世代住宅助成事業	若者世帯が親元での同居や近居のために100万円以上で住宅を新築、増築、改装する場合、工事費に応じて最大30万円までを補助	工事費		
	住宅ローン利子助成事業	兵庫県信用組合との包括地域連携協定に基づき、若者・子育て世代が初めて住宅を新築・リフォーム、または購入する場合、組合の住宅ローン契約による利息のうち0.5%相当額を助成	利子補給		
	IT関連事業振興支援補助金事業	兵庫県IT戦略推進事業費補助、またはコワーキングスペース開設支援事業費補助を受けた方に上乗せ補助	建物改修費、通信回線使用料等	商工観光課	0795-32-4779
姫路市	創業・起業支援補助金	町内に拠点事業所を置き、創業・起業をする方に初期経費の2/3を補助（最大20万円）	増改築費、設備備品取得費等	住宅課	079-221-2642
	空き家改修支援事業（交流施設型）	空き家バンク登録物件を交流施設等（宿泊施設、創作活動施設等）として活用するための改修経費の一部を補助	改修費		
	創業促進事業	町内で新たな事業を始めようとする方の、起業に要する費用の一部の補助（補助率1/2、最大220万円補助。年齢要件有り）	改修費、人件費、賃借料等		
神河町	若者世帯住宅取得支援事業	町内で住宅を取得（新築・購入等）する場合、費用の一部を補助（最大190万円）	住宅取得費	ひと・まち・みらい課	0790-34-0002
	若者世帯住宅リフォーム支援事業	町内にある住宅をリフォームする場合、費用の一部を補助（最大90万円）	改修費		
	空き家活用支援事業	一戸建ての空き家を住宅、事業所または地域交流拠点として活用する方に対し、その改修に要する費用の一部の補助（補助率2/3、最大200万円）	改修費		
市川町	IT事務所・コワーキングスペース開設支援事業	起業家等を対象としたコワーキングスペースを新たに開設する場合、事業費の一部を補助	建物改修費、事務機器取得費等	住民環境課	0790-26-1011
	空き家活用支援事業	一戸建ての空き家を住宅、事業所または地域交流拠点として活用する方に対し、その改修に要する費用の一部の補助	改修費		
	若者定住促進住宅取得奨励金	45歳未満の方が定住を目的に住宅の取得をした場合、奨励金を交付	住宅取得費		
福崎町	空き家片付け支援事業	空き家バンク登録物件の家財道具の片付け費用などを補助	片付け・処分費用	まちづくり課	0790-22-0560
	空家再生等推進事業	地域団体等が空き家を地域交流拠点として活用する場合、必要な費用の一部を補助	取得費、賃借費、引越費、改修費		
	あつまれ新婚さん新生活応援金支給事業	相生市内で新婚夫婦が新生活を始める際の住宅費用等の一部を補助（住宅取得費・住宅賃借費・引越費・改修費を対象とする。最大60万円。年齢要件等あり）	取得費、賃借費、引越費、改修費	定住促進室	0791-23-7125
相生市	空き家活用支援事業	空家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合、改修費用の一部を補助（空家家屋の機能回復、設備改善のための工事に係る費用）	改修費	地域振興課	0791-23-7130
	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	まちづくり推進課	0791-64-3033
空き家家財道具等撤去費支援事業	空き家バンク登録物件の売買・賃借が成立した場合、残存する家財道具等の処分・撤出に要する経費の一部を補助	家財撤出・処分費			
たつの市	若者定住促進住宅取得支援事業	転入者定住促進住宅取得支援事業	—	0791-64-3167	
	創業支援事業	市内で新たに創業を計画している方に対し、その創業に要する経費の一部を補助	改修費、設備費等		
たつの市	IT関連事業所開設支援事業	市内でIT関連事業所を開設する事業者に対し、建物改修費用のほか人件費などの一部を補助	建物改修費、人件費、通信回線料等	商工振興課	0791-64-3158

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
赤穂市	空家活用支援事業	一戸建ての空き家を改修し、住宅・事業所・地域交流拠点として活用しようとする方に、改修費の一部を補助	改修費	都市計画課	0791-43-6827
	古民家再生促進支援事業	空き家となった古民家を改修し、地域交流施設等として再生しようとする方に、改修費の一部を補助	改修費		
	商店街空き店舗等活用事業	商店街の空き店舗を商店街活性化に向け整備利用する場合、家賃及び店舗改装費の一部を補助	家賃、改修費	商工課	0791-43-6838
	空き家情報バンク活用支援事業	空き家バンクに登録の際に必要となった相続登記費用、空き家バンク登録物件の購入者等が負担する仲介手数料、及び引越し費用の一部を補助	登記費用、仲介手数料、引越し費用	(一社)あこう 魅力発信基地	0791-43-6931
穴粟市	穴粟市森林の家づくり応援事業(空き家改修支援)	空き家を取得、または賃貸し、住宅・店舗等に使用するために要する改修費を補助	改修費	住宅土地政策課	0790-63-3166
	穴粟市森林の家づくり応援事業(住宅取得支援)	子育て世代が市内で住宅を取得(新築・中古)する場合、建物の取得費用の一部を補助(最大140万円)	住宅取得費		
太子町	空き家活用支援事業	町内にある一戸建ての空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用しようとする場合、改修費の一部を補助	改修費	まちづくり課	079-277-5992
上郡町	若者住宅取得奨励金	40歳未満の方が定住を目的に住宅の取得をした場合、住宅取得奨励金を交付	住宅取得費	地域振興課	0791-52-1162
	中古住宅取得費補助金	定住を目的として中古住宅を取得した場合、住宅取得費の一部を補助	住宅取得費		
	三世同居等世帯支援補助金	三世同居・近居のために住宅を取得、または改修する世帯に対し、費用の一部を補助	改修費、取得費		
佐用町	空き家活用支援事業	空き家を住宅、事業所、または地域交流拠点として改修し活用する場合、費用の一部を補助	改修費	商工観光課	0790-82-0670
	若者住宅取得応援金	40歳以下の方が定住を前提に町内の中古物件を購入した場合、応援金を支給	—		
中小企業者創業支援事業	町内で新たな事業を始めようとする場合、要する費用の一部を補助	改修費、賃料	—	—	—

【但馬】

豊岡市	定住促進事業補助金	市外からの転入者に対し、住宅の改修費、移転費等を補助	改修費、移転費	地域づくり課	0796-21-9096
	豊岡市創業支援補助金	豊岡市商工会議所・豊岡市商工会の支援および計画認定を受け、市内において新規創業または事業承継を行う個人事業主・中小企業者に対し、事務所開設に要する内外装等の工事費および賃借料等の一部を補助	改修費、賃借料、設備購入費、広告宣伝費等	環境経済課	0796-23-4480
	IT関連事業開設支援補助金	若者や女性が働きたい仕事の創出、地域の活性化、地域社会が抱える課題の解決を図るため、IT関連の事業所を開設する事業者の開設・運営費を補助	賃借料、通信回線使用料、建物改修費、事務機器取得費、人件費等	—	—
養父市	やぶの空き家活用支援事業	空き家を住宅として活用する場合、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費・家財処分	やぶぐらし・地方創生課	079-662-3172
	やぶ暮らし住宅支援制度	新築、購入、増改築、若しくは賃貸住宅等を契約し入居した方、及びUターン者、空き家バンク登録者等に奨励金を交付	新築・増改築・空き家購入・民間賃貸・家財処分	—	—
	創業・第二創業補助金	個人や事業者が起業する新規創業の経費に対し、最大100万円を補助	改修費、人件費、賃借料等	商工観光課	079-664-0285
朝来市	あさご暮らし住宅取得等応援事業補助金	若者・子育て世代もしくは転入者が市内に定住するために住宅を取得した場合、費用を最大100万円補助(新築・購入※空き家含む)	新築、または購入費用	市民協働課	079-672-1492
	空き家活用促進事業補助金	転入者・新婚世帯または若者・子育て世代が実施する空家改修に要する費用の一部を最大100万円補助	改修費	あさご暮らし応援室	
	にぎわい創出補助金	市内の空き家・空き店舗を活用して新たに开店される方に経費の一部を補助(最大200万円。より有利な補助率・補助額となる出店エリアあり)	改修費、備品購入費、賃借料、または建物購入費	経済振興課	
香美町	サテライトオフィス等開設補助金	市内の空き家・空き店舗等を活用しサテライトオフィス等(創業、または新分野での事業の用に供する事務所)を開設される方に経費の一部を補助	新築費、改修費、事務機器取得費等	—	—
	空き家活用促進支援(空き家改修)補助金交付事業	空き家バンクに登録された物件・空き家バンクに登録を目的とした物件・空家バンクに登録されていない物件を改修し居住する場合、要する費用の一部を町内で利用可能な商品券で補助	改修費	—	—
	住宅取得奨励金事業	空き家バンクに登録された住宅や中古住宅を取得した際、購入費を町内で利用可能な商品券で補助	購入費	—	—
	空き家活用促進支援(利用準備支援)補助金交付事業	空き家バンクに登録された住宅に現存する家財道具の撤去や屋内外の清掃に要する経費を補助	家財搬出・処分費	企画課	0796-36-1962
	空き家活用促進支援(お試し住宅利用)補助金交付事業	空き家バンクに登録された住宅をお試し住宅として利用する場合、家賃相当額の一部を補助	家賃	—	—
新温泉町	IT関連オフィス等開設・設置支援事業	町内にIT関連オフィス等を開設または設置する事業者に対し、建物の改修費等を補助	改修費、賃借料、通信回線使用料	—	—
	起業・創業支援事業	町内で起業・創業する場合の初期投資費用の一部を補助	設備費、備品購入費、広告宣伝費等	観光商工課	0796-36-3355
	簡易耐震診断推進事業	住宅の簡易耐震診断を受ける場合の費用を9割補助	診断費	建設課	0796-36-1961
	空き家リフォーム補助金	「新温泉町空き家バンク」に登録している、または登録予定の空き家のリフォーム費用の10%を助成(最大50万円)	改修費・家財処分費	—	—
	定住促進住宅取得助成金	町内で住宅を新築・購入、または改修費用に対し助成(最大50万円。転入者の場合は最大70万円。改修は費用の10%。年齢要件等あり)	新築、購入、または改修の費用	商工観光課	0796-82-5625
温泉配湯助成金	定住促進住宅取得助成事業と併せ、新たに温泉の配湯を開始した方に、温泉使用料の基本料金を5年間助成	温泉配湯使用料の基本料金	—	—	
起業支援事業補助金	町内で新たに起業される方を対象に、初期投資費用の50%を助成(最大50万円。転入者の場合は最大100万円)	改修費、建物取得費用	—	—	

【丹波】

丹波篠山市	空き家バンク活用住宅改修補助金	空き家バンク利用登録者が空き家バンクの物件を住宅として活用するための改修を支援	改修費	創造都市課	079-552-5796
	古民家再生促進支援事業補助金	兵庫県の古民家再生促進支援事業を実施し古民家の再生をする場合、支援	改修費		
	若者定住支援住宅補助金[市内工務店利用型]	市内工務店を利用し、住宅を新築・改修する若者・子育て世帯を支援	新築・改修にかかる費用		
	若者定住支援住宅補助金[定住促進重点地区型]	定住促進重点地区で住宅を新築・改修・購入する若者・子育て世帯を支援	新築・改修・購入にかかる費用		
	若者定住支援住宅補助金[三世同居型]	三世同居・近居のために住宅を新築・改修・購入する若者・子育て世帯を支援	新築・改修・購入にかかる費用		
	空き家活用支援事業	兵庫県の空き家活用支援事業の対象となるもので、住宅や事業所等として空き家を活用するための改修を支援	改修費		
起業支援助成金	空き家バンクの空き家等を活用した起業を支援	改修費、賃料	商工観光課	079-552-0100	

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
丹波市	丹波市空き家活用促進事業補助金(居住型)	住まいるバンク制度を介して購入した空き家で居住する場合、改修費用の一部を補助	改修費	都市住宅課	0795-74-2364
	丹波市空き家活用促進事業補助金(開業型)	住まいるバンク制度を介して購入した空き家で開業する場合、改修費用の一部を補助	改修費		
	空き家活用地域活性化事業	兵庫県の空き家活用支援事業により空き家を地域交流施設として活用する場合、改修費用の一部を補助	改修費		
	古民家再生促進支援事業	兵庫県の古民家再生促進支援事業により古民家を再生する場合、改修費用の一部を補助	改修費		

【淡路】

洲本市	すもと新生活スタートアップ支援事業	淡路島外から移住する2人以上の世帯に対し、住宅を取得した費用を最大300万円助成	住宅取得費等	魅力創生課	0799-24-7641
	古民家再生促進支援事業	兵庫県の古民家再生促進支援事業により古民家を再生する場合、改修費用の一部を補助	改修費		
	洲本市空き家バンク活用促進奨励金	自らが所有する空き家を空き家バンクに登録し、Uターン者へ売却した者に奨励金を交付	—		
南あわじ市	洲本市起業支援事業補助制度	市内での起業を促進するため、起業時等に要する経費の一部を助成	改修費、備品購入費、専門家経費、広告宣伝費	商工観光課	0799-24-7613 0799-43-5205
	定住促進空き家活用支援事業	空き家を購入・賃借して、居住のために改修等をする場合、費用の一部を補助	改修費、家財道具処分費、登記費、引越し費	ふるさと創生課	
	マイホーム取得事業	淡路島外からの移住者の方へ、空き家などの住宅取得費用の一部を補助	取得費		
	多世代同居・近居支援事業	多世代で同居や近居をする際、空き家などの住宅を購入またはリフォームを行う場合、費用の一部を補助	取得費、改修費		
	空き家確保支援事業	一定の条件を満たして空き家バンクに登録した物件に係る登記費用及び庭木の手入れや家財道具の処分費用の一部を補助	登記費用、庭木の手入れ・家財道具の処分費用	商工観光課	
起業等及び空き家等活用支援事業	市内での起業促進のため、費用の一部を補助(空き家を取得した場合加算金あり)	改修費、機材設備購入費等	—	—	—
シビックテック推進事業	兵庫県シビックテック推進事業もしくはコワーキングスペース開設支援事業を受けた方が空き家を利用する場合、建物改修費の補助上限額を引き上げ	建物改修費、通信回線利用料等	—	—	—

💡 家賃補助制度等を活用しよう

結婚や県外からの引っ越しで、賃貸住宅を借りて新生活をスタートする際、初期費用・家賃・引越し費用などの一部を補助している市町があります。

市町名	事業名	担当窓口	連絡先
神戸市	こうべぐらし応援補助金『住みかえーる』(子育て応援賃貸住宅住み替え補助等)	建築住宅局 政策課	078-595-6501
三田市	新婚新生活支援事業(ハッピーウエディング応援制度)	若者のまちづくり課	079-559-5041
高砂市	結婚新生活支援補助金	シティプロモーション室	079-441-9904
稲美町	結婚新生活支援補助金	企画課	079-492-9130
播磨町	お話し居住補助金	協働推進課	079-435-2364
西脇市	播磨町結婚新生活支援補助金	協働推進課	079-435-2364
三木市	結婚新生活支援事業	まちづくり課	0795-22-3111
加西市	結婚新生活支援事業	縁結び課	0794-82-3030
加東市	新婚世帯向け家賃補助制度	きてみて住んで課	0790-42-8764
多可町	結婚新生活支援事業	農政課	0790-42-8741
神河町	結婚新生活支援事業	都市政策課	0795-43-0517
相生市	結婚新生活支援事業	定住推進課	0795-32-4776
相模原市	若者世帯向け家賃補助事業	ひと・まち・みらい課	0790-34-0002
丹波市	あつまれ新婚さん新生活応援金事業	定住促進室	0791-23-7125
穴粟市	新婚生活支援事業補助金	社会福祉課	0790-63-3067
上郡町	結婚新生活支援補助金	健康福祉課	0791-52-1114
佐用町	新規就農者等家賃補助金交付制度	健康福祉課	0791-52-1116
豊岡市	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0790-82-0661
養父市	若手農家家賃支援事業	農林水産課	0796-23-1127
朝来市	やぶ暮らし住宅支援制度	やぶぐらし・地方創生課	079-662-3172
新温泉町	あさご暮らし住宅取得等応援事業(家賃補助)	市民協働課あさご暮らし応援室	079-672-1492
丹波篠山市	民間賃貸住宅家賃助成金	民間賃貸住宅家賃助成金	0796-82-5625
丹波市	結婚新生活支援補助金	商工観光課	0796-82-5625
洲本市	新規就農者支援事業(家賃助成)	農都政策課	079-552-1114
丹波市	お試し滞在支援事業	創造都市課	079-552-5796
洲本市	若者定住促進家賃補助金	ふるさと定住推進課	0795-88-5360
南あわじ市	すもと新生活スタートアップ支援事業	魅力創生課	0799-24-7641
淡路市	新婚世帯家賃補助事業	ふるさと創生課	0799-43-5205
淡路市	結婚新生活支援事業	移住支援補助事業	0799-43-5205
淡路市	結婚新生活支援事業	子育て応援課	0799-64-2134



#仕事



#淡路



#子育て



ひょうご

移住

ストーリー



Story of moving to Hyogo

#丹波



#きっかけ



#但馬

移住のすがたを、ありのまま。
切り口別、地域別にそれぞれの
ストーリーをお届けします。



https://www.yume-hyogo.com/hyogo_iju_story/



#暮らし



#播磨

